

獣医療法に基づく届出についての一相談事例

県央家畜保健衛生所

石原 深雪 亀井 勝浩
小菅 千恵子 駒井 圭
井澤 清 吉田 昌司

はじめに

獣医療法第三条は、飼育動物診療施設（以下、診療施設）、いわゆる動物病院に関する届出について規定している。この中で、診療施設の開設者は、診療施設の開設や廃止、届出事項の変更等、届出が必要な事項が生じた日から10日以内に、その旨を届け出るよう定められており、本県では家畜保健衛生所（以下、家保）が受理事務を所掌している。この届出により、家保は診療施設の開設状況を把握し、その構造設備や管理状況を定期的な巡回により指導するとともに、診療施設に関して寄せられる問合せへの対応を行っている。

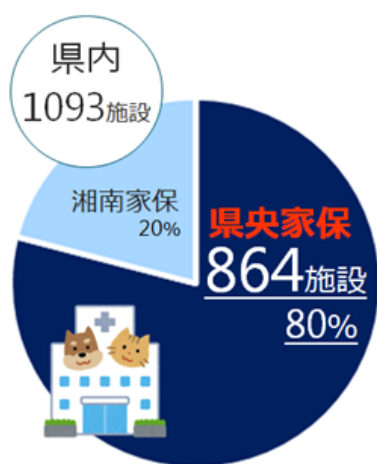


図1 県内の診療施設数
(平成27年12月31日現在)

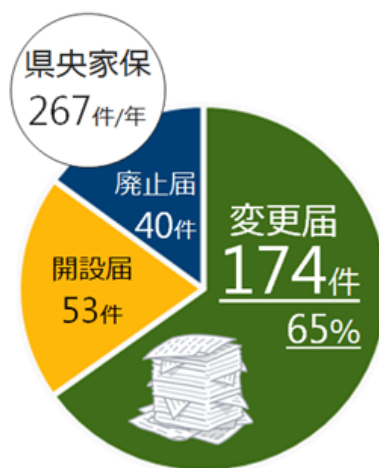


図2 県央家保への届出内訳
(平成27年12月～平成28年11月)

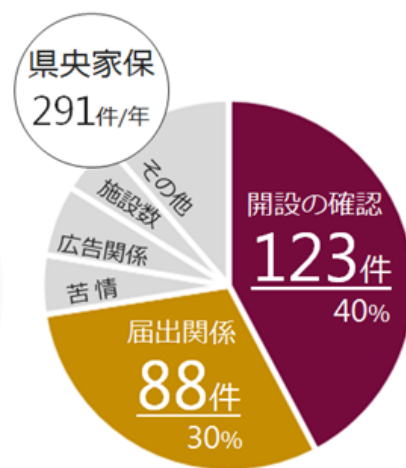


図3 県央家保への問合せ内訳
(平成27年12月～平成28年11月)

診療施設は県内におよそ1,100施設存在し、3つの政令市を含む当所の所管地域にその8割が集中している（図1）。診療施設の数には年々増加傾向にあり、また業態も多様化しつつある。これら所管する診療施設から当所への届出は、年間で250件を超える（図2）。届出全体の6割以上を変更届が占めており、これは診療獣医師の氏名や構造設備等、既に届け出た事項を変更するものである。変更届

の他を占めるのが開設・廃止届であるが、診療施設の移転や法人化にあたってこれらの届出が必要となるため、届出件数は実際の診療施設の増減よりも多くなる傾向がある。こうした届出は、診療施設の開設や獣医師の採用が多い春に集中する。

また、当所に寄せられる診療施設に関する問合せは、年間で300件前後となっている（図3）。最も多いのが、薬の販売に関連して、診療施設が開設している事実を確認するもので、主に医薬品卸売販売業者からの問合せである。次に多くを占めるのが、主に開設者から寄せられる届出関係の相談である。

今般、届出に係る当所への相談で、当所だけでは対応の難しい事例を経験したので、その詳細を報告する。

相談事例

今回の事例では、日本の獣医師免許を持つ獣医師から、その勤務先である米軍基地内の動物病院について、診療施設の開設届を提出したいとの相談があった。本件では、当該施設が米軍基地内にあること、開設者が米軍であること等から、当所が届出を受理できるかどうかを判断する必要があった。なお、届出を提出する場合、診療施設の管理者および診療獣医師は、相談者とするとのことだった。

今回の相談は、緊急時に備えて日本国内で医薬品購入ルートを確認したいという理由によるものであった。診療施設の主な医薬品購入先となる（動物用）医薬品卸売販売業者は、すべての医薬品を扱

える一方で、販売先が制限されている（図4）。当所への問合せの内訳において、開設の確認が多くを占めている（図3）ことが示すように、医薬品卸売販売業者は診療施設として開設の届出がされている事実を受理機関（家保）に確認した上で、診療施設に医薬品を販売しており、届出がない診療施設には販売を行わないことから、今回の相談となった。



図4 医薬品卸売販売業者による診療施設への医薬品販売

今回のような相談はこれまでにない事例であり、また所管外の法令が関与する事から、慎重に対応

する必要があった。そのため、判断に必要な内容を相談者に確認するとともに、日米地位協定等関係法令との関係を整理し、関係機関、主に農林水産省に対して、本件についての照会を行なう等の対応を行い、情報の収集をした上で、所内で対応を検討した。

具体的には、まず米軍基地と国内法の関係について法令を参照し、米軍基地内の当該施設に、届出の根拠となる獣医療法が適用されるのかどうかの判断材料を整理した。米軍等への国内法の適用可否は、日米地位協定によって判断される。これによると、基地は日本の領域である一方で、米軍そのものや米軍の公務に対しては、国内法は適用されないとされている。従って、当該施設の業務が米軍の公務にあたるかどうか判断材料になると考えられた。なお、相談者からの聞き取りでは、当該施設の業務は米軍が輸入する動物の検疫や、軍用犬等の診療とのことだった。

また、同様の事例が過去にあったかどうか、国および米軍基地がある他県に問合せを行なったが、参考となるような事例はなかった。

届出とは、行政手続法上、形式上の要件が揃っていれば原則として拒否できない性質のものとして扱われているが、届出の根拠である獣医療法には、米軍を開設者として届出できるかどうかなど、こうした事例における受理の可否を判断できる規定はない。また、米軍の行為が公務にあたるかどうかについては、当所では判断できない。都道府県は、診療施設に関する個別の事例について、農林水産省に法の解釈を求めることができるので、当所ではここまで整理した事柄をふまえ、本件について農林水産省への照会を行った。

まず、「当該施設について獣医療法に基づく届出は必要か」という照会では、「当該施設は公務に使用されてきた施設と思われることから、国内法は適用されず、届出は不要であるが、一方で、届出の性質上拒否はできないため、届出は可能である」という回答であった。次に、「届出がされた場合、県による当該施設への指導は可能か」という照会については、「届出が提出されれば、獣医療法に従うということであり、県の監督指導の対象となるので、県による指導は可能」という回答であった。

農林水産省からの回答をもとに、当所では相談者への具体的な対応を検討した。所内には、当該施設からの届出を受理した後、獣医療法の遵守や当所による巡回指導の受け入れは可能なのかという懸念があり、届出制ではあるものの立入による指導の難しさから受理について慎重な意見もあった。

結論として、当所から相談者に対し、届出は不要ではあるが届出を行なうことは可能であること、ただし届出を行なう場合は、獣医療法の遵守と、その確認のために県が実施している巡回指導への対応をお願いしたい旨回答した。これに対し、相談者からは、基地のセキュリティ上の問題があるため、県職員が立ち入る巡回指導に対応できるかどうか検討すると返答があった。またこのとき、当該施設では相談者の他に、日本の免許を持たない獣医師が診療を行っているが、届出を行なった診療施設で

こうした獣医師が診療を行うことは可能かという相談が更にあった。

この件について、当所では法令を確認の上、診療施設で診療を行うことが出来るのは、日本の獣医師免許のある者のみであることを回答し、外国の獣医師免許を持つ者が日本の獣医師免許を取得するための手続きについて説明した。これに対して、相談者からは、外国人獣医師が日本の免許を取得することは要件的に難しく、従って診療施設の開設届の提出は保留すると返答があった。

本件では、最終的な回答までに時間を要したが、相談者には根拠を示して回答を行なった事で、理解を得ることができた。なお、最終的な回答に至るまでの間にも、相談者には逐次対応の経過を説明している。

まとめ

本件は、過去に同様の事例がなく、所管外の法令が関与していたため、慎重な対応が求められる事例であった。当所では、背景の整理と関係機関への照会、所内での検討をもとに、根拠の明確な回答を行なうことができた。また、相談者には逐次経過を説明した。こうした対応により、相談者から回答内容に理解を得る事ができた。

診療施設にかかる相談は、事例ごとに法にてらして個別に判断をしなければならないことが多く、回答までに時間を要することがある。こうした相談に対しては、関係機関や相談者と密に連絡を取り合い、事例の把握と丁寧な対応をすることが重要であり、今後も慎重に対応を行っていく。